（明治四十一年十二月三十日第三種郵便物認可）（日刊（月曜日及祭日の翌日休刊）明治四十二年八月十三日（金曜日）第百八十六號（一）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

●我が信條

◎處世論　南外隱士

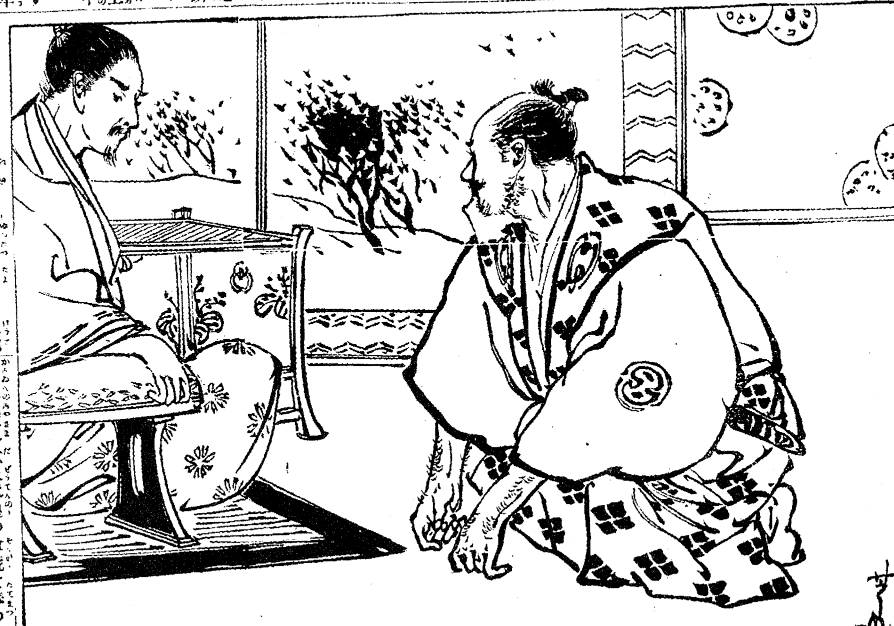
吾人は如何にして此の世に處すべきか、是れは誠に由々しき問題である、人間の議する問題の中で是程適切な而して是程重大なる問題は有るまい、道徳も法律も宗教も見方によると皆一部の處世論である、或る學者は道徳法律宗教これ等は凡て人間が如何にして生存を遂ぐべきかの問題に答ふるものに過ぎないと云ふて居るが、確に一面の眞理であると思ふ、蓋し社會のはじめ人口の稀少なる時に在りては處世論など云ふやかましい問題は無かつたので同時に又道徳とか法律とか宗教とか云ふ問題もさほど八釜しく無[illegible]世の中が段々と進んで[illegible]所謂[illegible]競爭が劇烈となるにつれて[illegible]論と云ふ問題が起つてきた、此に於て宗教法律道徳各々その特色を發揮してきたといふ順序である、宗教法律道徳に限らず社會百般制度文物皆これ人間の如何にして此の世に處すべきかと云ふ問題に答ふるものと見て宜しい、そこで此の問題を委しく研究して見ようと思ふならば誠にはてしも無いことで、人生問題の殆んど凡てを解決するといふ結果に陷るべきである自分はさまで深入りせず唯直覺的に下に述ぶる三つの主義とも綱領とも見るべきものを定め是に則りてゆくを此の上なき處世の方法と心得て居る。

扨てその三箇條の第一は何事によらず唯良心の命ずる處に從ふといふ事である、誠心誠意を以て物事を決行するといふことである、人は善と思ひながらも遣れない事がある、惡と知りつゝ止められぬ事がある、早く起きて勉強するがよいと云ふことは萬々承知して居ながら、さて寒い朝はそれが出來ない、また酒と煙草は養生に害ありと知りながら中々に廢めることが出來ないといふ樣なことで、事實良心の命ずるまゝに行動するといふ事も容易の事では無いが、此に處世の方法として最も愼むべく決して犯すべからざる事は何樣の場合にも自己の良心を欺いてはならぬと云ふことである、良心を欺むくといふことは處世上の最大愚策である、良心を欺いて理想の生活を遂げたるものは未だ曾てなし、豐臣秀吉は蓋世の英雄である、而しながら彼の最後は頗る悲慘なものであつたと史家は傳へる、其の平生に在りても夢に襲はれうなされたことも屢々であつたとも云ふ、成程織田家の爲めと稱して織田家を滅し、秀次を高野の山に自刄せしめその一族を四條河原に屠りし如き多少理由はあつたにもせよ、その口と心とは自ら相反する所もあつたと思ふ、必ずや良心の許さゞる所を口にし行ひにした事も少なからずあつたと思ふ、此に於て彼が在世中その全盛を誇る半面に於て既に堪へ難き良心の呵責を受けて居たのである、良心を瞞いた仕事は絶世の英雄を以てしても尚且つ其の呵責を避くる事が出來ない、人間處世の方法として良心の命に從ふと云ふことは第一肝要のことであると思ふ、昔時或る女が月夜の晩に子供を負ふて人の畑に茄子を盜みに行つた、その茄子に手をかけながら背の子供に誰れも見て居はせぬかと聞いた背の子供は誰も見て居はせぬけれど、お月樣が見て居るよと答へた、これを聞いた母は茄子を取ることを止めて歸つたといふ話がある若しも此の母にして子供の言葉を聞入れず茄子をとつて歸つたならば彼は其後如何に良心の呵責を受けたであらふ到底其の茄子の味を以て苦痛を償はれなかつたであらう。（此項續く）

第廿三席　中山大納言　桃川燕玉演



越中殿に於ては止むを得ませぬから、當時名代の大學者柴彥助栗山先生、此人を呼んでいろ／＼古い事を取調べさして、愈々問答と云ふ時には此柴栗山を顧問にする御考へ、就て京都所司代へ申送つたのは、即ち三卿關東下向の儀を申上げました、尤も來春關東下向と云ふ、サア京都に於ては公卿方殊の外の立腹だ、あゝ言へば斯う、斯う言へばあゝ、餘りと云へば關東の武家が我意我儘の振舞、朝廷を有るか無しにする、いや不屆なる關東の壓制と云ふので、齒を喰ひしばつて非常の議論が京都に起りました。何しろ捨てゝも置かれませぬから、關白殿から此段主上へ奏聞に及ぶと、主上に於ては御笑ひ遊ばされ『家齊は若年である、併し定信と云ふ輔佐の者あつて忠節を盡す、朕既に宣下を見合すと一度沙汰致した上は仙洞へ此段を申上げ關東へ申し遣する、必ず何事も穩にせよ』と云ふ、定めて逆鱗あらせらるゝかと思ひの外に、關東の申すことに任せて置けと云ふ事でございますから、主上の御心を酌み兼ねまして何とか申上げる者もないと、關東に於ては松平越中守が『實に天皇陛下の叡慮有難い事で、一度宣下を見合すと仰出された上は、停止すると云ふのは實に勿体至極もない事で、早々御禮の使を差上げんければ相成らぬから』と將軍家齊公へ申上げて、そこで高家前田信濃守が江戸表を出立と云ふ事になつた、と禁裏仙洞へ獻上物を致します、越中樣は一体が恐しく吝嗇であるから、あまり結構な物を出したら氣に入るまいと、御納戸方が餘り良い品を書き出しませぬ、一通りの品を書出して、是々を京都へ差上げますが如何でございますと伺つた、すると越中守殿が以ての外の御怒り『何の爲に平素質素儉約と云ふ事を致される、斯樣な時に御遣ひ捨になる爲に平素儉約を仰出された、今度禁裏御所に於ては孝道の御徳を以て尊號宣下の思召のあつたのを、將軍家は誠忠の御神髓を以て之を止め奉る、然るに京都に於ては之が御嘉納に相成つた、其御禮の爲京都へ進上を致す、將軍家の御寶藏を開いて御名器の中にて最も天朝の御慰みに叶ひ奉るべき品を選び出して速に差上げぬければならぬ、斯樣なる粗末な品を差上げると云ふ事はない』と言つて、そこで越中樣が段々御調べになつて、禁裏御所へ行成卿朗詠集定家卿の書入れがございまする、三條の宗近の鍛へました御太刀、二十間續きの猩々緋、仙洞御所へは爲家卿の古今集猩々緋十間と云ふ、之を將軍家齊公に御覽に入れ、直ぐ前田信濃守が之を持ちまして、十一月の二十三日江戸を出立に及んで京都へ着し、直ぐ所司代に就て之を禁裏仙洞へ納めそこで、一通り御役が濟んだ時に、信濃守が加納遠江守から兼て言ひ付かつて來た、第一番に中山大納言の館に來て『扨此度どうして禁裏に於て俄に叡慮を飜して御沙汰御止みに相成りましたか、實は關東に於ては將軍家を始め諸役人、閑院宮樣へ太上天皇の尊號を奉ることは悉く喜び居りまする、一人松平越中守が不都合を申し妨げまする、一体怪しからぬ奴は越中、然るに今度急に京都で御模樣替へになつたのは松平越中から公卿方へ手を廻して何とか計らひましたのか、何に致せ是はあなたが來春になつたら江戸表へ御下向に相成つて、御營中に於て越中守と議論をなされ、美事に彼を取つて御押へになれば、必ず閑院宮樣へ太上天皇の尊號宣下御尤もでござる、尤も關東では諸役人、一橋殿を始めとしてあなた樣へ必ず御力を添へる、越中一人を取つて押へれば仔細はない』と恐い者は松平越中守一人と云ふやうに頻に中山樣を煽動した、勤王無二の中山大納言、關東の事情は深く御存じありませぬから前田信濃守の一言を聽いて一ぴは怒り又一びは喜び『如何にも承知致した、來春にも相成らば應關東下向に及んで、美事越中を取つて押へ、閑院宮樣へ太上天皇の尊號を奉つて、陛下の御宸襟を安んじ奉り、朝家の御威光を輝かし奉らん』と固く御決心になりました。そこで近衛殿へ參上致し御決心の趣を申上げる、近衛殿も殊の外中山公の思召を御賞美になりまして『近頃では今度關東下向は容易ならぬ大事であるから、麿が腹心の家來今大路民部少輔、此を貴卿へ參らせるから關東へ召連れたが宜い』と御有る、そこで今大路民部少輔と云ふ人を近衛殿から中山公に御附けなすつた。一体中山樣の御家は諸太夫と云ふ者はない御家柄なのである此時から初めて其諸太夫と云ふものが中山樣に出來ました。此近衛殿は勤王無二の大忠臣、鷹司關白輔平公が關白勅免になつた後へ御乘出しになつて、關白職に御なりなすつた御方なのでございます。



京城新報

嗟呼大韓醫院

數十万の巨資を投じて前統監公伊藤の威望を以て馬頭山上に建設したる大韓醫院の現狀は如何。

初め同醫院の設立せらるゝや、余輩は其建築の壯大にして輪奐の美に驚けるのみならず、一代の名醫佐藤博士が之に院長たるの故を以て東洋有數の大醫院なりと推稱し眞に中外に誇るの念を禁ずる能はざりき、然れども不幸にして該醫院は素と是れ公伊藤が政治的一時の美を誇らんが爲に設立せられたるものにして眞個仁術普及の爲になせるにあらざりき、故に同醫院が盛大なる開院式を擧行し、公伊藤に對し中外より盛に頌辭及感賛の意を致したるときは既に公伊藤が同醫院建設の目的は達せられたる也、其建設の目的が自已が施政の美を飾るにありしを以て、中外より之が施設に對して讃美せらるれば彼は既に其本意を達したるもの也と云ふも不可なし、公伊藤が同醫院に對する異意は既に斯の如し、然るに之を知らざる所の人々は同醫院を以て眞に中外に向て仁術を普及する所也と思ひ、創立は爲したるもの〻將來を如何にせんと頗る憂慮したる也、當時同醫院の將來に就て最も憂慮したる一人は、公伊藤が同醫院を見るに恰も一の官衙の如く而も自已の昵近者たる小山某の言を容れて醫員の採擇黜陟に關し大に干渉を爲したるに對し、憤慨の余り一の陳情書を公伊藤に呈出するに至れり、其陳情書の要に曰く(前畧)「總て醫院及學校の如きは他の官衙と異りて專門技術者の集合体と云ふも可ならむ之を以て職員の採擇淘汰の如き可及的他より制肘を加へざるに依て始めて圓滿なる効果を收むるを得べき也」云々、然るに小山某の佞言に誤られ居る公伊藤は此熱切なる陳情に對して更に顧る所なかりき、之が爲に有識の士は退職したり、爲に外觀の壯麗なる同醫院の內容は世人をして轉た感慨に堪へざらしむるに至る、斯の如くにして同醫院は今日迄經過し來れり、然るに今や幸にして公伊藤の威望を藉りて暴威を逞ふしたる小山某あらず、而して新達に老練なる菊池博士新に院長となられ、庶幾くは其前途に光明あれ。

假令公伊藤が政治的一時の美を爲んが爲にしたる事とは云へ、實際に於て完全なる大病院の日韓人の爲に必要なるを以て、政府當局者も院長も勵精以て同醫院を改善し眞に仁術を普及するに努めざる可らざる也余輩は同醫院の內部に就ては大に論ずべき材料を有するも今は何ほ之を讓すべきの時にあらざるを以て、唯今日に於ては同醫院が現狀の儘推移して資の持腐に終らざらんことを切に希望するもの也。

東京電報

▲工事中止の取消 支那政府は曩に安奉線改築の中止を要求せしも右は安協の目的を達する能はずとして取消したり(十二發)

▲アルプスの横斷 伊太利人スベル、ベリ二氏の製造に係る輕氣球にてアルプス山を横斷せり(同上)

▲韓太子牧場視察 韓太子は本日紋別を發しシーコップ御料牧場に達し主馬頭よりの接待を受けらる(十二日)

▲經理部長の更迭 遠藤韓國駐劄軍經理部長は休職を命ぜられ第四師團經理部小倉操後任を命ぜらる(同上)

▲桂首相の伏奏 桂總理大臣[illegible]る重要問題を伏奏せり

▲渡米實業團光榮 聖上陛下には優渥なる御思召を以て十七日渡[illegible]

雜報

●免稅行惱の眞相 (統監府と外務省衝突)

清津港を經由して間島渾春地方へ輸出入する貨物關稅免除に關する法律の發布ありたるは五月二十四日にして爾來二箇月有半の長きを經過せるも之が施行細則の公布なき爲め該法律は恰かも骨抜鰌の如く空しく徂上に横はりて其形骸を存するのみとなれり而して之が施行遲延の理由に付き吾社の探知する處によれば外務省より强硬なる異議を統監府へ申込み來れる爲めなるもの〻如し今外務省側の主張する處に依れば日淸間の懸案たる間島所屬問題依然未解決なる此際韓國政府に於て斯かる法律を發布せるは吾が外交上重大なる影響を惹起するに至るべく則ち所屬未定の地域たる間島を純然たる淸領渾春と同一視せる法律は一面より之を見れば該問題に對する讓歩を暗示せるの嫌ありとて同省當局者は統監府の措置を痛く輕卒なりとし居れりと、而して之に對する統監府側の說明する處によれば如上の反對論は該令制定當時既に湧起せし處なるも元來經濟關係には國境なきを通則とし該法律も即ち淸津對間島渾春地方の貿易發達を目的として發布せるものなれば之を以て外交上の繫累を釀起すべき理由を認むる能はず謂はゞ外交は外交、經濟は經濟なりとて外務省の主張を駁擊し居れり然れども外務省の主張は頗る强硬なる由なれば統監府側にても該法律の實施に付今更の如く躊躇逡巡を極め居るは事實なれば或は遂に立消へとなるやも計れざるべしと(日本電報通信)

●法權實施の豫算 (判檢事俸給の削減乎)

司法權實施に關する豫算は目下統監府に於て協議中なるが其大体は二百五十万圓とし種々に取捨てつ〻ありと雖も監獄費を百万圓とし裁判所費を百五十万圓とする時は判檢事の俸給等に非常の削減を爲さゞるべからず殊に從前郡守の管掌し居れる裁判事務も引上げべき必要ある上に八ヶ所の地方裁判所は之を各道に一ヶ所づゝ即ち十三ヶ所を置くの必要もあることなれば二百五十万圓にては到底爲し得べからずといふ

●京城の韓人減退 (數年間に四萬の減少)

[illegible]年間に四萬の差違を生ぜるが是れ全く生活の困難より來れる結果にして近來經濟上社[illegible]一般人民に影響して著るしき人口の減少を來せるもの〻如し

●東拓漁業の解決 (平北沿岸の漁權を得)

東拓會社が農商工部と協定を爲しつゝありし漁業權は今般愈々双方の間に協議纏りたる由にて其場所は平安北道鴨綠江口より淸川河口に亘る一圓の地方にして其種類は免許漁業に屬するものなるが漁業の經營方法は東拓會社監督の下に第三者をして當らしめ漁獲物の處理及販賣は會社自身に於て直隷する筈なりと云ふ

●獨立司法廳設置の議

司法權實施後の司法行政は統監府に一局を置き以て管掌せしむべしとのことは屢々傳へられたる說なるが今又聞く處に依れば法部の意見としては司法廳なるものを設置し日本の司法省と同性質の官衙と爲すべき筈にて判事任用令の如き日本にては最初に高等官六等以上の任命を爲すと能はず又二ヶ年以上を經過するにあらざれば陞任すること能はざることとなるも此規定中には斯かる制限を刪除しありて頗る尨大のものなるが當局者は目下頻りに交涉中なりと

●邦人郡主事の好成績

先般全道を通し日本人郡主事を五十郡に配置したるが赴任以後日尙淺きを以て具体的効績を見る能はざるも九月一日實施さるべき地方費法の準備諸法令の施行、私立學校及道路交通の件等に就き郡守を補佐して自ら其衝に當り居るを以て着々として事業の効果を擧げつゝあるが尙一般人民に於ても行政事務の從前に比し頗る敏活なるに依り一般の氣受け甚だ良好なりと

●法權實施後の警察官

現今の警察官は何れも韓國政府の官吏として豫て日韓兩政府の間に協定したる議定書に依るものなるが今後法權の實施せられたる曉は新協約第四條により法權の補助を爲すべきものなるも斯くては甚だ不便の點あるにより司法警察官の主腦は日本の官吏を以て充つることになるべしといふ

●韓人と實業敎育普及

普通敎育の普及と共に敎育上最も急設を認むるは簡易なる實業敎育の施設なりとす晩近韓人も時世の潮流に驅られ漸く實業の必要を認め來りしも唯僅々其輪廓を認めて未だ其內容を知悉するに至らざる今日の過渡期に於て要は一日も速に實業學校を設け一の典範を示して具體に實業の何物たるやを覺らしむるにあり當局者も夙に此に見るあり財政の許すかぎり一日も早く同敎育の實施を望みつゝありと云ふ

●敎監會議と官吏出張

咸興南北道及全羅南北道に於ける普通學校敎監會議に列席の爲め學部よりは小杉事務官、玄樞組官は明十三日咸鏡道へ澁谷事務官は明後十四日全羅道へ夫れ〻出張すべし尙小杉事務官の一行は同會議修了後道內沿岸の普通學校を視察する筈なりと云ふ

●金融組合の成績 (運用の經過頗る良好)

地方金融組合は現今其總數百ヶ所にして既に業務を開始せるもの五十ヶ所設立手續を完了せるも未だ開業せざるもの五ヶ所設立準備中に屬するもの四十五ヶ所あり而して右開業せるものに就て見るに其經過月數は

一ヶ月以上のもの	三十ケ所
六ヶ月以上のもの	十五ケ所
三ヶ月以上のもの	一ケ所
三ヶ月未滿のもの	一ケ所

にして業務の狀況は大要次の如し

貸付金累計	五三四、五五〇圓
回收金累計	一六五、一二八
現在貸付高	三六九、四二二
委托販賣累計	二、二二五
農業材料購入計	一、一四六
共同購入累計	一、一九八

資金運用の經過は頗る良好と云ふべく地方經濟の發達に資すること尠少ならずと尙は目下設立準備中に屬するものも大抵既に定款の作成を了し組合員の募集に從事せるを以て晚くも九月中には悉く開業を見るべし

●滿韓煙草と我專賣局

韓國及び滿洲に於ける英米烟草の「トラスト」に對し我烟草專賣局にては此儘に捨て置き難しとて今回の濱口局長の渡韓も是が爲めにて充分其方面の調査を遂ぐる方針なりと云ふが專賣局の目的は徵稅にあるも本邦烟草の販路が右「トラスト」の爲に打擊を受くるとせば其間接に蒙むる影響少なからずとせず依て其情況によりては我當業者を督勵し場合によりては販路擴張方法に就て適當の手段を取るに至るべしといふ

●全道の土地調査段別

度支部土地調査局の調査に係る韓國全道總面積は一万四千百七十四方里、總段別二千二百四萬三千四百四町歩にして調査段別二百七十五萬五千町歩、筆數一千三百七十五萬五千筆なりと左れば調査段別は總段別の一割二分五厘弱に當る割合にして一筆の面積は二段歩としたるものなりと云ふ

●生牛檢疫と日本海港

韓國輸出牛檢疫法實施の結果檢疫證明書を得て輸入し得べき日本海港は下關、嚴原、長崎、神戸、横濱の五港に決定したりと

●新任法官の任所

此程新任されたる邦人判檢事の任所左の如く決定したり

補咸興區裁判所檢事(八級俸)	藤村源太郎
補永同區裁判所判事(同)	石橋義夫
補馬山同 上	鹽野良晴
補釜山同 上	北村直甫
補河東同 上	梅原正記
補春川同 上	松野孫次郎
補順天同 上	長濱三郎
補江陵同 上	室喜一郎
補楚山同 上	河原達夫
釜山區裁判所判事 兼補大邱區裁判所判事	北村直甫
河東區裁判所判事 兼補晋州區裁判所判事	梅原正記

●七月中の京城金融 (京城商業會議所調査)

本月中金融狀況を調査するに前月來依然緩漫たるを免れず概して預金貸金とも減少の傾向を示せり亦韓國中央銀行の設立は當地金融界に一層の活氣を與へむとするが如き感あるも春來再三本紙に記載したる如く一般商工業者に於ては母國刻下の狀態に鑑み今尙は整理警戒の時代に在るを以て新に資金の需用起らず市場頗る閑散たり韓人側を見るに漸次不振に向ひ一般の購買力減退し彼等は勿論邦人市場に及す影響尠からず現に手形組合の如き前月に比すれば保證高約一割を減し目下の處僅々廿萬圓を算するに過ぎず從て韓國側銀行家は何れも資金に持餘し確實なる顧客なきに苦み居るの有樣なり今各銀行預金、貸金離を日韓人側に區別すれば左の如し

日本人側三銀行

預金	七月	九、二六六、八五九圓
	六月	八、一二八、三八三
	減	一、一三八、四七六
貸金	六月	二、八九一、六七五
	七月	二、八一三、九七二
	減	七七、七〇三
金銀出納高	六月出	二六、九七八、五六九圓
	七月出	二六、八八三、二三九
	六月入	二六、七二〇、九一〇
	七月入	二六、八二三、一八三
	減(出)	九五、三三〇
	增	一〇二、二七三

韓人側四銀行

預金	六月	一、四三六、八七七圓
	七月	一、四〇三、四二八
	減	三三、四四九
貸金	六月	一、五九一、三八八
	七月	一、五九一、〇八五
	減	三〇三
金銀出納高	六月出	三、一二六、一三一
	七月出	二、七五七、五九八
	六月入	三、一四四、一〇四
	七月入	二、七三六、一九〇
	減(出)	三六八、五三三
	減(入)	四〇七、九一四

以上の如く當地日韓人側銀行に於ける預金の減少は何れも出金預金減少の爲め如斯統計を示すものにして一般民間預金のみに就き調査する時は增加の傾向を示せり貸金及金銀出納高の減少は叙上の原因に依や明也

●各銀行會社上半期概況(其八)

內國通運株式會社京城支店

支店長 菅谷駒之助

資本金	百廿五萬圓
積立金	五十五萬圓餘
利益配當	年一割三分

同會社京城支店は去る四十年十二月初めて設置せられ支店長菅谷氏縱横に奔走して爾來益々業務の擴張を計られ今や南大門停車場前に立派なる家屋を建築し以て孜々として業務を執り居らる

同會社の決算は三月より九月迄を上半期として九月より翌年三月迄を下半期となし六月と十二月に總會を開く故に茲に揭ぐる積立金及利益配當は本年三月迄の下半期決算なり

本年の營業狀況

運輸も亦經濟界の沈衰の影響を受くるは素より自然の數なり然れども同支店は新設以來一意業務の擴張を專らとせるを以て商況の不振なるにも拘らず前年度よりも其取扱高は頗る增加し來る此趨勢を以てすれば一朝經濟界の回復せる曉に於ては著しき發達を見るに至るべし

其取扱貨物の重なるものは綿糸綿布ビール洋酒日本酒醬油石炭等を最とす今日に於ては發送よりも着荷多し從て荷爲替は現今更になしと云ふも可なり取立爲換は弗々あり經濟界の順境に赴くに於ては此等も增加し來らむ

仁川釜山に出張所あり龍山に當支店の派出所あり何れも相應に貨物の取扱をなしつゝあり

●民團と日韓瓦斯 (道路使用料交涉斷絕)

京城居留民團と日韓瓦斯會社との間に於ては豫てより道路使用料の件に關して互に確執するところありしを以て熊谷民長は双方の間に斡旋する處ありしが遂に圓滿の解決を見るに至らず民團よりは去る十日付にて愈々最後の通牒を爲したる由なるが日韓瓦斯會社は昨十二日に至るも何等の回答を與へざる故熊谷民長は不日議會を召集し其の經過報告をなす筈なりと因に記す會社側に於ては目下慶紅街を殘して韓人街へ鐵管埋沒中なれば是等の點より感情を害し居れるも一原因なりと云ふ

●昨年中韓人放賣土地

一昨年韓人の土地を賣却せし額は百六十萬圓にして昨年度の放賣額は八十萬圓位なるが這は京城理事廳に證明を求め來りしもの〻みに止るを以て證明を經ざるものをも合する時は一層の巨額に達すべしと

●一銀引繼準備の進捗

第一銀行にては韓銀問題決定以來鋭意引繼準備を急ぎつ〻あるが大半調査を了へ目下は唯だ各支店の具体的報告あり次第之を取纏め總括し得べきまで準備進捗せる由

●英總領事代理の歸國

英國總領事は來る十五日頃賜暇歸國の筈なるが韓人等は之に就き何等か意味ある如く傳ふるも單純なる賜暇旅行に過ぎずと

●水雷艇四隻仁川入港

日本水雷艇七十二、七十三、七十四、七十五の四隻は一昨十一日午前三時頃鎭南浦方面より仁川港に入港したり

●排日紙發賣禁止

大東共報第五十八號及新韓民報は治安妨害と認められ十二日內部大臣より發賣頒布を禁止されたり

●保安林に編入す

平安北道寧邊郡內の國有森林たる藥山林參十町迄は森林法第五條に依つて今般保安林へ編入されたり

[illegible]崎の船渠に入り九月中を休航し十月一日より關釜間の開航に當るべし 尙は[illegible]

●漢陽商會破產

鐘路漢陽商會は本日破產したるを以て韓人[illegible]

●輸出牛の檢疫所

十二日農商工部告示第二十七號を以て輸出牛檢疫所を慶尙南道東萊府龍珠面牛巖洞に設置する旨發表さる

●露國敎主の歸京

旅行中なりし露國正敎會主ウラジミル師は去る九日歸京したり

●英國武官の入京

英國陸軍騎兵少佐ヴエルボース氏は十一日入京不知火旅館投宿

●遊說團一行演說

十日漢江漢南學校に開會聽衆三百中流人士にして靜肅に傍聽す

●淸國領事の下仁

當地淸國總領事馬廷亮氏は去る十日仁川に赴きたりと

公人私人

▲比企志(京大理工科大學助敎授) 京城ホテルに投宿中十一日新義州に向ふ

▲今永徹次郎(同上) 同 上

▲澤田乙三(黃海道書記官) 同日仁川へ

▲羽生慶三郎(平壤裁判所判事)十一日入京

近事片々

▲統監 は鐵道敷設費に一億圓を計上し年々五百萬圓づゝを支出すると少しく遲緩乎

▲或點 迄統監容喙の權利を保留せば所屬の如何を問はず會寧の宏量左もあらんか

▲乍併 統監の容喙を許さば滿鐵と合併するも振はざらんと或者は論ず或は然らんか

▲世界 の公道たるを標準とせば滿鐵合併甚だ可し下らぬ干涉は却て其發展を害せむ

▲韓鐵 は歐州より日本に達する通路とせざる可らず當局は宜しく眼を大局に馳せよ

▲北韓 鐵道も吉林渾春に迄達せしめて西比利亞鐵道との連絡を保たしめざる可らず

▲斯く して淸津と敦賀、舞鶴に連絡せしめば補鹽に入る貨物及客を誘引するを得ん

▲宋秉 畯伊公に東北行を刎ね付られ一大頓悟し方面を山縣系に替へて頻に訪問すぞ

▲彼や 頓智即才に富むも聊か暴に過ぎて品性野卑政治家としては少しく資格を缺ぐ

▲曾禰 統監亦彼の眞相を識る故に曾禰子の下には到底得意の境を得るに困難ならむ

▲完用 首相暑を東門外に避けて風月に樂むと聞く併し宗徒の面々纔々伺候すと眞乎

▲小人 閑居して不善をなす宗用君小人に非ず幸に風月を樂で唯浩然の氣を養へかし

▲淸國 外務部梁敦彥逃き那桐之に替らんと那桐は比較的文明式の外交家聊か賴母し

▲梁敦 彥や慶親王や錫良を抔を對手に交涉したる伊集院公使の困難は大に察せらる

▲愛國 婦人會東京本部の芝翫狂の幹事某に唆かされ貴婦人二三婦德を汚せしと云ふ

▲美服 裝飾の競爭に浮身を窶せる貴婦人の自由會合はドーセ末は此破目に陷入也

▲嚴格 なるべき貴族の家庭風波起り深夜に俳優出入し奥方の機嫌を伺ふ墮落當然

▲日糖 事件に其人ありと知られたる横田虎彥三千余圓の金品を盜まる是れ泣面に蜂

▲盜人 壁に遺書して曰「れ互に臭い飯食ふ監獄で又遇まで一寸借用」と意氣な盜棒

▲肥前 野母沖に大珊瑚礁發見せらる面積七里四方其成育頗る良好なりとは目出たし

[illegible]今朝午前十時參內し安奉線問題に關する對清交涉の顛末に付奏上[illegible]至るの止むを得ざるに至りし所以を言上し其他事局に關す[illegible]べく仰せ出されたり(十二日發)●

[illegible]統監府時代の調査にては十九万余なりしもの最近の取調べに依れば十萬に減じ僅々數[illegible]に至るや彼等は京城を引揚げて地方の所在地に引込むもの多く內地の減少は又甚だ[illegible]

[illegible]釜山間の新造船となるべき梅ヶ香丸は本月廿八日にて本邦沿岸各地の廻航を終り長[illegible]

●配達出拂　午後七時

[illegible]報道すべし

●馬山浦の繁榮

▲枕金を要せず

韓國の大鎭と稱せらるゝ昨今の馬山は各地より遊客の出掛くる者多く非常に繁榮を極め居れり今其模樣を聞くに、鎭海灣の水深くして大艦巨艦も悠々と投錨し得べき灣內恰かも湖水の如く波穩かなる爲め小舟を操り釣魚に出掛くる者も多く如何なる素人と云へども一尺近くのキス杯を容易に釣り得べし、元々同地は遊覽地として建設せるため劇場の設備もあり宿屋、料理店の如きも中々派手を極め殊に振へるは三十餘名の藝妓にして衣裳と云はず容色と云はず當地中檢の藝妓に比して勝れたりとも劣る事なく、其れに第一有り難いのは十二時迄は普通藝妓として客席に侍べり十二時後は再び客の枕頭に侍べりて旅情を慰むることとなり、うれも枕金とか何とかと野暮は云はず朝迄タップ三圓の身代を拂へば事足る由、それに相て料理代の如き宿料の如き何れも京城仁川邊に比して遙かに安價なりと云へば各地より出掛くる客甚だ多く斯くは繁昌せる次第なりと

●江戸奴量を揚ぐ

▲番頭さんは大に煩悶

仁川敷島朝日樓に江戸奴と云へる妓あり此の妓生粹の江戸兒にて義俠心に富む所から江戸奴〳〵と隨分贔屓はれ居たるが去る五日の夜不圖風邪に罹かつたのが原因にて重き病の床に就き一時は生命も危ないとまで心配せらるゝ容態となりしかば樓主は直ちに仁川病院に入院せしめたる所誰やらの斯く薄紙を剝ぐ樣に癒りたるが茲に其の隣の部屋に居る呉服屋の番頭後田と云ふが之れも病床に寢て居たり然るに全快するに至らざりしかば病院にて後田と云ふが之れも無聊に苦むまで平癒せしたり心內にあれば色に出るか兩人は一言二言交へる中いつしか心安くなり互に無事に退院したるが兩人共先頭病氣全快し後田は退院後も江戸奴の面影の目に散ら付きて熱々話しせんものと絹地二反を土產の印に持ち江戸奴を名指したり然るに由なるを見て仲居に言ひけらく彼の人は仁川病院で知つた人今わの人を客にしたならばアレ朝日樓の江戸奴は仁川病院でまでも男を抱へたりと云はるべしとわが妹分なる尾車事今の第二朝日樓の笑鶴を宛てがひ土產物など一つも取らず皆笑鶴に與へ遣りたりとさるにても此の不景氣の折柄なるに廓の義理を忘れもせで名指して揚つた客を妹に與へるとは近來聞かぬ廓の美談なりと黑門邊りにて評判イヨー江戸奴

●起證破棄の說諭願

▲夫婦約束は遂に取消

兵庫縣平民當時本町一丁目裏通り飲食店梅の屋方酌婦小池むめ(三十)は昨四十一年五月龍山櫻町料理店第一金水事福島確一方へ酌婦奉公中千葉縣生れ竹內實なる者に淫賣をなしたる事あり此の時竹內より強制せられ夫婦約束をなし互に起證を交換なしたるに竹內は其約束を理由として時々金錢の請求をなすのみならず奉公先に來り客を取るとか種々の惡口を放ち雇主方に迷惑を掛け其所置に困り居る趣き殊に前記むめには父母の許したる夫ある身にて到底竹內と夫婦となる事能はざるを以て斷然離別する樣竹內に說諭ありたき旨其筋へ願出たるに付き南部署にては實を呼出し取調べたるに全く前記の事實と判明したれば此の約束は無効なれば即時取消すべしとて懇々說諭せられたりとは近來の滑稽

●院長殿の大熱々

さなきだに本年は二十年來の暑さとも云ふべく實に吾が身の自由にさへ苦しみつゝ有る今日此の頃なるにまだ夫れ以上の戀熱に浮され殆んど半狂の御方こそ嘸識心勞の事と御察申上候處は當地南大門內○○旅館に目下出診中の梅毒專門醫元祚○○院長殿は少し計りの誤名聲をも顧みず同館の下女のれ房とか云ふヨカヨッも無い田舍者と何時しか情を通じ始めの程は人目を忍んで樂しみ居たるが誰れ知るまいと思ふ間も無く口數多き女中等の知る處となり夫れが爲め始終家內の爭絕へざるのみか先日同館の番頭が彼のれ房に向ひた前は此の頃大層色目が變つたいやに橫着に成つたとか戲談半分に云ふて居たるを影で聞いて居た半狂殿は突然現はれ忽ち顏色を變じ貴樣は何故己の面目に關する事を云ふかと左ながら猛虎奮迅の勢にて今しも打つて掛からんとするを漸く板場の仲裁にて落着したるも半狂殿の熱度は益々高くなり近々一家を構へんと適當な溫突チビでも昨今頻りに搜索中なりとの投書を其儘

●仲裁者を袋叩き

仁川猫島料理店より一昨夜十二時頃同廓內道路にて邦人の喧嘩ありて一名は負傷し居れりと報じ來りたるより仁川警察よりは花房町派出所に命じ警官を出張せしめ取調べたる所同夜午後十一時頃松坂町一丁目菓子職富田純一(二十六)と云ふが瓢亭に登樓し飲酒し居たる折柄表の方に當り邦人が喧嘩するが如き聲のしたれば純一は直に表に出でたる所萬石洞聯合組人力車夫光田又左衞門(二十)と云ふが酩酊して瓢亭の女將を捕ねて亂暴をなし居たれば純一も見るに見兼ねて仲に入り又左衞門を制止したる所又左衞門は過度は純一に打つて掛り無法の亂暴に及ばんとしたれば觸らぬ神に祟りなしと裏口の方面に逃げ出したる所又左衞門は執念くも追ひ驅け來り集り來れる彌次馬連と共に純一の足と云はず手と云はず滅多打ちになし負傷せしめたること判明したれば出張の警官は又左衞門を引致し取調べたる所酩酊の餘り斯く亂暴に及びたるものなりしかば將來を嚴しく誡めて放還したりと

●意地の惡い抱主

仁川宮町三丁目八番地の九吉原春之助內緣の妻高月民枝(二十五)は本年一月六日より當地櫻井町一丁目八十四番地料理店梶常太郎方に酌婦として雇はれ中本年六月七日前借金五圓二十五錢を支拂はず本人所有の木綿々入外十五點入れの行李一個を殘し無斷家出行衞不明となりしが其後同人は仁川にて前記春之助の妻となり同月廿日梶方に至り右前借金全部を支拂ひ殘し置きたる衣類入行李の引渡しを請求せしに常太郎は前借金は受領せしも民枝が逃走せし際探索の爲め金十五圓を費したれば之れが辨償を求め物品を渡さゞるを以て南部警察署へ物品引渡方の說諭を願出たれば梶を出頭せしめ前借金と探索費とは全く別物なれば前借金を受領せし上は物品は之を本人に引渡して後搜索費用を請求すべしと諭され該品を引渡したれば民枝は右搜索費の內入として金三圓五十錢を梶に渡して引下る

●大岡氏の熱心

五万圓には達すべし

大阪の大火罹災者救助の目的を以て京城日報が率先して義捐金の募集に着手したるは世人の大に德とし居るところなるが本日迄に同社に集りたる總計金高は實に三百八十九圓二十錢なり統監府御用紙の絕大なる勢力と信用とを以てして斯く應募金額の寡尠なるは全く世の不景氣にも因るならんか去るにても社長大岡力氏は已に幾十萬圓と云ふ大額義捐金の大坂朝日每日の兩社に依つて集められたる今日に於て韓國首都の京城より僅か四百圓足らずの金を送る譯にも行かずとて過日來同氏は炎天をも不厭自ら出馬して是非共五萬圓に達せさすべしと各役所や各家を一々訪問し熱心に勸誘を試みつゝありとの事なるが記者は大岡氏の熱心に感じ世人が喜んで財布の口を開かんことを希望するものなり

●怪しの湯屋覗き

昨十二日午前四時頃當地長谷川町一丁目加藤湯屋の前に怪しき風体にて潛伏し居る者あるを巡回中の警官が認めて取調べたるに此奴は大分縣下毛郡中津村百八十一番地戸主平民寺尾勇治なる者にして窃盜犯に依り本年三月當理事廳に於て重禁錮二個月に處せられ出獄後京義線「トグカイ」驛附近に在住の中村某方に行き四十餘日滯在し昨十一日出京北米倉町番戸不詳菓子商重松光次方の厄介になり本夜は遊步旁々同所へ來りたる旨申立てたるも言語曖昧にして擧動怪しく殊に一定の住所職業を有せず市中を徘徊し居るものとして南部署にて今尙取調中

●女ゆへの繩就き

岐阜縣可兒郡平牧村字羽崎平民矢木久尾(二十四)は去る四拾一年一月以來京城明治町二丁目廿二番戸富士商會店員として雇はれ中同年八月頃より本年六月頃迄に同店の掛先の金四百七十四圓余を新町及び其の他の各料理店にて費消逃走せしより其の筋にて搜査中の所當地日出町百十八番戸前田庄三郎方へ潛伏中昨十二日午前八時三十分同家にて取押へらる

●床しき涼み人

此間の夜旭町歌舞伎座前の京城葬具社前を通行すると同社の主人らしき人が表に腰掛を置きて涼味を容れながら謠曲を流朗と唸つて居た、其音調の餘りに面白さに行く人何れも足を止め感嘆しけるが、エテ世間話や卑猥なる話の持切りなる今日さても床かしき限りにてそゞろ見た人の話を其儘に

●東檢番の新顏

廣島縣廣島市小網町百四十三番地平民清水保治妹どみ(十六)は三十七年來同地にて左褄を取りしものなるが今度當地東檢番より自前藝妓として藝名は一奴と名乘つて現はる

●龍山の大坂相撲

▲非常なる好人氣

龍山に於ける大坂相撲大木戸、岩友の一行は去る十一日開場以來非常の好人氣なるが京龍間の素人相撲も之れに交り每日十數組の取組ある爲め一層景氣を添へ居れり尙ほ今三日目の取組は左の如し

明島　櫻町
明虎　和歌浦
山田川　小染川
鶴ヶ濱　鳳
鳴門岩　響矢
陣幕　大林
大木戸　改心

早川　太閤山
佐の川　梅嵐
源氏山　熊ヶ谷
澤の鶴　松の音
加古川　玉の森
西昇　岩友

▲婦人の孕月▼

婦人には孕月一名さかり月と云ふがあるこれは一年內に四回づつあるので即ち春夏秋冬の四季に各一ケ月づゝあるのであるこの孕月に受胎した子は強壯だといふ其の孕月といふはざんなものか試みに其元を示さう

(一)女の年齡十六、十九、二十二、二十五二十八、三十一、三十四、三十七、四十、四十三のものは一月と四月七月と十月が孕月なり

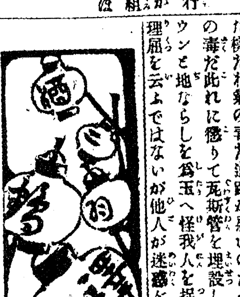
(二)年齡が十七、二十、二十三、二十六、二十九、三十二、三十五、三十八、四十一、四十四のものは二月五月と八月と十一月とが孕月なり

(三)年齡十八、二十一、二十四、二十七、三十、三十三、三十六、三十九、四十二、四十五のものは三月と六月と九月と十二が孕月なり



◀平民文庫▶

▲一昨々十日松金に天ぷらを食ひに行つたら込み合ひますからと云つて冷切つた奴を持つて來た何程込み合つたからとて天ぷらは熱くこそなれ冷る譯けのものでない人の食ひ殘しでも持つて來たのだらう西大門外から蓬町迄足を運んで冷た天ぷらが食へるか注意しないと駄目だせ(ひゐき)▲昨今の此の暑いのに三十の坂を五つ六つも越した鷺烏然たる皺面に澱粉の一升計りも塗抹して薄赤い下着薄赤き腰卷き薄赤き帶揚薄赤きリボンを着けたる前後不揃のれ化官敷くのドウ見ても洋妾的なる老孃の每日一回宛太平洞筋を橫行するを見るハテ見た事の有る樣で無い樣だと好く〳〵敵考すれば五六年前に玉突屋をして居た清水と云ふれしやべりの嘸であつた(呆れ太)▲西大門外の軍隊の厩舍の傍の蓮池の蓮花は今が眞盛りだオイ縫坊共一奮發して出掛けないか(堂太)▲淺谷川町の夜店も瓦斯管沈設用とあつて店仰をほおくり返されたのは氣の毒だ(素見客)▲岡崎さんが人力車から落ちて怪我をなさつた樣だれ氣の毒だ道路が惡いのだへへれ氣の毒だ此れに懲りて瓦斯管を埋設した跡はウンと地ならしを爲玉へ怪我人を捉まへて理屈を云ふではないが他人が迷惑をするから



らと云つたのでは善く分らんものだね自分で落ちて見ると成程と得心が行きましたらうね(佐間尾美郎)▲秋は立ちぬ目にやゝ寒き風の色(紅)▲日中自轉車に乘つて御膳籠を背に斜に負ふて韋駄天が鬼鹿毛に乘つて走る樣に疾走する雜貨店の小僧さんを見受ける度に僕は斯う思ひます、『未だ〳〵僕等は仕合はせだと』(新聞社の小僧)▲此れも又一種の安心法だ(係)